附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十六条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指導調査室）	（指導調査室）
第十九条　（略）	**第十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官八人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。	3　指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官七人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。
4　（略）	4　（略）
（国立医薬品食品衛生研究所の位置）	（国立医薬品食品衛生研究所の位置）
第四百九十五条　国立医薬品食品衛生研究所は、神奈川県に置く。	**第四百九十五条**　国立医薬品食品衛生研究所は、東京都に置く。
別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）	別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
那覇検疫所平良出張所	宮古島市平良字下里
（略）	（略）

名称	位置
（略）	（略）
那覇検疫所平良出張所	宮古島市平良字西里
（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○農林水産省令第五十八号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官及び情報化推進官）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官及び評価専門官）
第五条　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人及び情報化推進官一人を置く。	**第五条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官四人、広報・報道審査官二人及び評価専門官三人を置く。
2～12　（略）	2～12　（略）
13　情報化推進官は、農林水産省の所掌事務に関する情報システムの整備及び管理並びにサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。	（新設）
（農薬対策室並びに生産安全専門官、農薬国際審査官及び審査官）	（農薬対策室並びに生産安全専門官、農薬国際審査官及び審査官）
第十九条　農産安全管理課に、農薬対策室並びに生産安全専門官五人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。	**第十九条**　農産安全管理課に、農薬対策室並びに生産安全専門官四人、農薬国際審査官一人及び審査官五人を置く。
2～6　（略）	2～6　（略）
（防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官）	（防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官）
第二十一条　植物防疫課に、防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官五人を置く。	**第二十一条**　植物防疫課に、防疫対策室及び国際室並びに生産安全専門官四人を置く。
2～6　（略）	2～6　（略）